

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

瑞穂町は、東京都心から北西約40km圏、狭山丘陵の西端、西多摩地域東部に位置しており、町域は東西に約5.8km、南北に6.1kmの逆三角形の形状で、面積は16.85km²、箱根ヶ崎駅周辺等の市街地と、緑豊かな丘陵地、田園集落地がバランスよく混ざった町である。もともと農作地帯として開けていたこの地域は、江戸時代は日光街道と青梅街道が交差する宿駅として発達し、交通の要所としてにぎわった。今でも国道16号、青梅街道、新青梅街道等が通っており、交通の利便性が高い町である。

特に工業に関して言えば、西多摩地域の青梅、羽村地区は、昭和37年に首都圏整備法に基づく市街地区開発に指定され、166ヘクタールの区画整理事業として開発されて、「西東京工業団地」の母体となった。昭和41年には、西多摩地域のほとんどが上記の法律による近郊整備地帯に指定され、そのなかで、農業中心の瑞穂町は、周辺地域と比べると、工業に関する開発は遅れて出発することになるが、道路網の整備や、昭和49年から18年間をかけて行われた瑞穂町西部土地区画整理事業が完成したことで、都心等からの工場移転などもあり、農業だけでなく、工業や商業といった産業もまちづくりの中核となった。

瑞穂町の人口は、平成19年度末約34,500人と増加に転じたものの、平成20年から平成23年までは減少傾向となった。平成24年から現在に至るまでは、微減傾向が続き、令和7年1月1日時点では約32,013人となっている。さらに今後も自然減少が続くと推測される。瑞穂町も人口減少と少子高齢化という大きな時代や社会の変化に逆らうことはできないと考えられる。

瑞穂町の産業は、令和3年の経済センサス調査では1,655事業所、従業員は20,516人となっている。業種別にみると、上位3つの事業所数は、製造業26.5%、卸・小売業22.7%、建設業12.3%となっている。従業員数についてこの上位3つの業種を平成28年の経済センサスと比較してみると、製造業は0.9ポイント増、卸・小売業増減なし、建設業は0.3ポイント増となっている。また、製造業の調査結果は438事業所、従業員7,653人であり、事業所数は多摩地域で見ても上位に位置している。令和2年の工業統計調査による工業製品出荷額は5,194億9,848万円であり、好不況の激しい業種でありながら高い水準を維持しているが、企業訪問を行った際の課題として事業承継、設備の更新を挙げる企業が多かったため、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、生産性の向上が不可欠となっている。

	事業所数（所）		従業員数（人）	
	平成28年度	令和3年度	平成28年度	令和3年度
全産業	1,624（100%）	1,655（100%）	21,509（100%）	20,516（100%）
建設業	199（12.2%）	203（12.3%）	1,010（4.7%）	1,023（5.0%）
製造業	437（26.9%）	438（26.5%）	7,828（36.4%）	7,653（37.3%）
卸売業、小売業	399（24.5%）	375（22.7%）	4,039（18.8%）	3,863（18.8%）

※（ ）内は全体の比率

町の中小企業支援策として、中小企業振興資金融資制度に伴う利子補給や保証料の補助を行っている。また、これまで販路開拓の支援として産業見本市等出展支援事業補助金を交付し支援を行っていたが、これを拡充するとともに製造業のDXを促進するため、令和4年度より瑞穂町ものづくり・DX等推進事業補助金を交付している。

（2）目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中、年間10件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

瑞穂町の産業は、製造業、卸売業・小売業、建設業等と多岐にわたり、これらの業種で広く生産性の向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

瑞穂町の産業は、多岐にわたる業種が町内各地に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

瑞穂町の産業は、製造業、卸売業・小売業、建設業等と多岐にわたり、多様な業種が瑞穂町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新製品の開発、業務の効率化等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(令和7年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

・区市町村民税又は固定資産税の納税義務者で、既に納期の経過した分を完納していない者については認定の対象としない。